

危険段階別共済掛金率の表について

・施設区分とは下記を表す。

施設区分	区分の標準
ガラス室Ⅰ類（木造）	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が木により造られている施設
ガラス室Ⅱ類（鉄骨）	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設
プラスチックハウスⅠ類 （木竹）	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が木又は竹により造られている施設
プラスチックハウスⅡ類 （パイプ）	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分がパイプにより造られている施設
プラスチックハウスⅢ類 （鉄骨下）	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又は鋼材及びパイプにより造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類甲（鉄骨中・軟）及びプラスチックハウスⅣ類乙（鉄骨中・硬）以外のもの
プラスチックハウスⅣ類甲 （鉄骨中・軟）	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数 1.31cm^2 以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類乙（鉄骨中・硬）及びプラスチックハウスⅤ類（鉄骨上）以外のもの
プラスチックハウスⅣ類乙 （鉄骨中・硬）	主としてプラスチックフィルム（耐風速 50m/s （ただし、過去の最大瞬間風速が 50m/s 未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）以上又は耐雪荷重 $50\text{kg}/\text{m}^2$ 以上の強度を有する施設以外の施設にあっては、硬質フィルムに限る。）が被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数 1.31cm^2 以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅤ類（鉄骨上）以外のもの
プラスチックハウスⅤ類 （鉄骨上）	次のいずれかに該当する施設 (1) 屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂板により造られている施設 (2) 屋根及び外壁の主要部分がプラスチックフィルム（ビス止めされた硬質フィルムに限る。）により造られている施設のうち、耐風速 50m/s （ただし、過去の最大瞬間風速が 50m/s 未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）以上又は耐雪荷重 $50\text{kg}/\text{m}^2$ 以上の強度を有するもの
プラスチックハウスⅥ類 （雨よけ等）	次のいずれかに該当する施設 (1) 主として屋根面のみがプラスチックフィルムにより被覆されている施設 (2) その全体又は主として屋根面のみが通気性を有する被覆材（寒冷紗、ネット等）により被覆されている施設のうちプラスチックハウスⅦ類以外のもの
プラスチックハウスⅦ類 （多目的ネットハウス）	その全体が通気性を有する被覆材により被覆され、かつ、骨格の主要部分（隅柱、周囲柱及び中つり柱）が鋼材、アルミ材又はコンクリートにより造られており、鋼線により接続されている施設

・ 共済掛金区分の表記の詳細

特定附帯	特定園芸施設本体（被覆材を含む）及び附帯施設に係るもの	被 覆	被覆材（ビニール）の被覆期間に係るもの	A	小損害不填補の金額が3万円又は共済金額の5%
				B	小損害不填補の金額が10万円
内作一般	施設内農作物に係るもの			C	小損害不填補の金額が20万円
				D	小損害不填補の金額が50万円
内作事故除外	施設内農作物（病虫害を共済事故としない方式）に係るもの			E	小損害不填補の金額が100万円
		未被覆	被覆材（ビニール）の未被覆期間に係るもの	F	小損害不填補の金額が1万円特約
撤去	撤去費用に係るもの			集団	集団割引に係るもの
				補強	補強割引に係るもの
復旧	復旧費用に係るもの			補強集団	補強割引及び集団割引に係るもの

・ 共済金額

共済金額は、特定園芸施設等ごとに共済価額の100分の40を下らず、100分の80を超えない範囲内において加入者が選択する

・ 組合員負担共済掛金率

組合員負担共済掛金率は、共済掛金の1/2を国が負担しているため、表示されている掛金率の1/2となります。

ただし、復旧費用及び小損害不填補1万円特約部分、付保割合追加特約部分に係る共済掛金には、国の負担がありません。